東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（大阪府決定）

「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を次のとおり変更する。

１．密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第３条第１項第１号の規定に基づく、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の整備又は開発に関する計画の概要

「別表１のとおり」

２．密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第３条第１項第２号の規定に基づく、「防災公共施設」の整備及び「防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等」の整備に関する計画の概要

「別表２のとおり」

別表1

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（防災再開発促進地区）

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定（変更）予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
215-1	萱島東地区	約49ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽建築物等の建替えの促進及び公共施設の整備を行うことにより、住環境を向上させ、防災街区としての整備を図る。	老朽建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽建築物等の建替えの促進により耐火建築物等又は準耐火建築物等への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	防災上重要な道路である都市計画道路萱島讃良線の整備に努めるとともに、防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
215-2	池田・大利地区	約66ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽建築物等の建替えの促進及び公共施設の整備を行うことにより、住環境を向上させ、防災街区としての整備を図る。	老朽建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽建築物等の建替えの促進により耐火建築物等又は準耐火建築物等への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	都市計画道路対馬江大利線を防災上の重要な路線とするとともに、防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
215-3	寝屋川香里地区	約133ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽建築物等の建替えの促進及び公共施設の整備を行うことにより、住環境を向上させ、防災街区としての整備を図る。	老朽建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽建築物等の建替えの促進により耐火建築物等又は準耐火建築物等への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	国道170号を防災上重要な道路として活用するとともに、防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
223-1	門真市北部地区	約461ha	門真市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	面整備事業、建替誘導、主要生活道路及び都市計画道路等の整備により、防災街区の整備、住環境の整備、良質な住宅の供給を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化、耐震化を促進する。	国道163号、大阪中央環状線、第二京阪道路を防災上重要な道路として活用し、基本安全軸として都市計画道路寝屋川大東線の整備を進めると共に防災性向上を図るためにも主要生活道路及び公園等の整備を図る。	防災性の高い市街地を形成するため、各種施策の強化を図るとともに、住宅市街地総合整備事業等の実施や木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を誘導し、官民の連携を図りながら効果的な再開発を促進する。	住宅市街地総合整備事業		

別表1

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（防災再開発促進地区）

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定（変更）予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
209-1	大日・八雲東町地区	約70ha	守口市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えを促進し、併せて主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化、耐震化及び共同化・協調化を促進する。	防災性の向上や生活の利便性を高めるため、主要生活道路や小公園の整備を推進する。		住宅市街地総合整備事業		
209-2	東部地区	約150ha	守口市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えを促進し、併せて主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化、耐震化及び共同化・協調化を促進する。	防災性の向上や生活の利便性を高めるため、主要生活道路や小公園の整備を推進する。		住宅市街地総合整備事業		
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	約49ha	東大阪市	防災上課題のある老朽化した建築物等の不燃化を促進するとともに、防災公共施設を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図る。 地域の核にふさわしい都市機能の集積を図る。	防災公共施設の整備により、防災街区の整備、住環境の改善、良好な住宅の供給を図る。 商業、業務機能等の都市機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	地区内における耐火・準耐火建築物化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備する。 大阪モノレールの整備を推進する。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の改善を図る。	住宅市街地総合整備事業		

別表2
防災公共施設の整備等の概要
①防災公共施設の整備に関する計画

番号	地区名	市町村名	防災公共施設の整備の方針	整備する防災公共施設の種類		当該防災公共施設の配置及び規模	当該防災公共施設の整備の概ねのスケジュール
				道路名	号数	延長及び幅員	
215-1	萱島東地区	寝屋川市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る。	主要生活道路　1号壁面線	第1、2、4、6～9号	延長3,070m、幅員6.7m（一部9.2m）	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　2号壁面線	第3号		地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　3号壁面線	第5号		地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				都市計画道路萱島讃良線	第10号	延長1,350m、幅員18m	整備重要路線として、重点的な整備に努める。
215-2	池田・大利地区	寝屋川市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る。	主要生活道路　1号壁面線	第1号～第4号	延長2,120m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
215-3	寝屋川香里地区	寝屋川市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る。	主要生活道路　1号壁面線	第1号～第9号	延長5,380m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
209-1	大日・八雲東町地区	守口市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る	主要生活道路1号線		延長320m、幅員8m	主要生活道路を重点的に整備し、延焼危険性の低減を図るとともに、円滑な消防活動や広域避難地への避難路を確保する。
				主要生活道路2号線		延長350m、幅員8m	主要生活道路を重点的に整備し、延焼危険性の低減を図るとともに、円滑な消防活動や広域避難地への避難路を確保する。
				主要生活道路3号線		延長110m、幅員10m	主要生活道路を重点的に整備し、延焼危険性の低減を図るとともに、円滑な消防活動や広域避難地への避難路を確保する。
209-2	東部地区	守口市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る。	（仮称）東部エリアコミュニティセンター隣接地公園		2,543㎡	密集市街地エリアにおいて、災害発生時の避難先としての機能を備え、地域の安全性を高める。
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	東大阪市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る	主要生活道路　岩田5号線	第1号	延長約80m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　岩田38号線	第2号	延長約150m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　桜橋通線	第3号	延長約210m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　若江42号線	第4号	延長約240m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　防災道路A号線	第5号	延長約170m、幅員6.0～6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　防災道路B号線	第6号	延長約220m、幅員6.56～6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　防災道路C号線	第7号	延長約120m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。

②防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画

番号	地区名	市町村名	防災公共施設と一体となって 特定防災機能を確保するための 建築物等の整備の方針	防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための 建築物等の整備概要	防災公共施設と一体となって 特定防火機能を確保するための 建築物等の整備の概ねのスケジュール
215-1	萱島東地区	寝屋川市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
215-2	池田・大利地区	寝屋川市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
215-3	寝屋川香里地区	寝屋川市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
209-1	大日・八雲東町地区	守口市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
209-2	東部地区	守口市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	東大阪市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。